

北海道保育保健協議会会則

平成	3年	5月18日	設立総会議決
同	4年	9月12日	総会一部改正
同	8年	10月12日	総会一部改正
同	10年	9月26日	総会一部改正
同	12年	6月24日	総会一部改正
同	15年	4月26日	総会一部改正
同	29年	4月22日	総会一部改正
令和	8年	6月13日	総会一部改正

(名称及び事務所)

第1条 本会は、北海道保育保健協議会という。

2 事務所を札幌市中央区大通西6丁目北海道医師会館内に置く。

(目的)

第2条 本会は、園児の健康維持増進ならびに小児保健向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 園の保健衛生の向上に必要な事項
- (2) 乳幼児の成長発達に関する調査・研究・研修に関する事項
- (3) 園医の身分等の確立に関する事項
- (4) 関係諸団体との協力
- (5) その他目的達成上必要な事項

(会員)

第4条 本会の会員は、北海道在住の次の者をもって構成する。

- (1) A会員 園医及び本会の目的に賛同する医師。
- (2) B会員 園の管理者及び本会の目的に賛同する個人または保育関連諸団体の代表者。

(入会及び退会)

第5条 本会に入会しようとする者は、所定の届出をしなければならない。

2 会員でその届出事項に変更を生じた場合又は退会しようとする場合はその届出をしなければならない。

(会 費)

第6条 会員は会費を毎年12月末までに納入しなければならない。

2 会費は、年額A会員4,000円、B会員3,000円とする。

3 会費を2年間納入しなかった者は、会員資格を失うものとする。

(役 員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

会 長 1 名

副 会 長 3 名

理 事 若干名

常 任 理 事 若干名

監 事 2 名

2 会長及び副会長は理事とする。

(役員を選出)

第8条 役員は、総会において会員の中から選出する。

2 前項の場合において、理事は、次に定める区分（ブロック）から1名以上選出する。

(1) 中央ブロック

(2) 道南ブロック

(3) 道北ブロック

3 役員に欠員を生じた場合、会長はその後任を会員中より指名することができる。ただし、その場合には、直近の総会に報告し承認を得るものとする。

(役員任期)

第9条 役員の任期は、2年間とする。ただし、任期満了であっても後任者が選出されるまではその職務を行うものとする。

2 役員の任期の起算は、その選挙が行われた年の4月1日からとする。

3 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、予め会長の定めた順位により、その職務を代理する。

- 3 理事は、会務を掌理する。
- 4 常任理事は、会長の指揮により会務を分掌する。
- 5 監事は、会務及び会計を監査する。又、常任理事会及び理事会に出席し意見を述べることができる。

(顧問)

第 11 条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の議決を経て会長が委嘱する。

(参与)

第 12 条 本会に、参与を置くことができる。

- 2 参与は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

(会議)

第 13 条 本会の会議は、総会、理事会、常任理事会とする。

- 2 総会は、年 1 回以上会長が招集し、本会の事業、会計及びその他重要事項について審議する。
- 3 理事会、常任理事会は、随時会長が招集し、会務執行について審議する。
- 4 総会、理事会、常任理事会の議長は、会長がこれに当る。

(会議の議決条件)

第 14 条 総会の議決は、出席者の過半数をもって決するものとする。

- 2 理事会、常任理事会は、理事過半数の出席により成立し、出席者の 3 分の 2 以上の賛同を得て議決する。
- 3 可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第 15 条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入金をもって充当する。

(会計年度)

第 16 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日におわる。

(財産の管理責任)

第 17 条 本会の財産は、会長が管理する。

[附 則]

1. 本会則は、総会の議決を経て改正することができる。
2. 本会則は、平成12年6月24日から施行する。
ただし、第9条第2項は、平成12年4月1日より適用する。
3. 第1条に定める、本会の名称の一部変更は、平成29年10月1日より適用する。